

【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年3月11日
【報告者の氏名又は名称】	ニプロ株式会社
【報告者の住所又は所在地】	大阪市北区本庄西三丁目9番3号
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区本庄西三丁目9番3号
【電話番号】	大阪06(6372)2331(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役企画管理部長 箕浦 公人
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	ニプロ株式会社 (大阪市北区本庄西三丁目9番3号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、ニプロ株式会社を指し、「対象者」とは、株式会社グッドマンを指します。
- (注2) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。
- (注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注4) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注5) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注6) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注7) 本書において、「営業日」は、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日を意味します。
- (注8) 本書において、日数又は日時の記載は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。

1【公開買付けの内容】

(1)【対象者名】

株式会社グッドマン

(2)【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式

A種優先株式

新株予約権

- () 平成17年9月22日開催の対象者第30期定時株主総会決議及び平成17年11月25日開催の対象者取締役会決議に基づき発行された新株予約権(以下「新株予約権(イ)」といいます。)
- () 平成17年9月22日開催の対象者第30期定時株主総会決議及び平成18年1月6日開催の対象者取締役会決議に基づき発行された新株予約権(以下「新株予約権(ロ)」といいます。)
- () 平成17年9月22日開催の対象者第30期定時株主総会決議及び平成18年4月14日開催の対象者取締役会決議に基づき発行された新株予約権(以下「新株予約権(ハ)」といいます。)
- () 平成17年9月22日開催の対象者第30期定時株主総会決議及び平成18年4月27日開催の対象者取締役会決議に基づき発行された新株予約権(以下「新株予約権(ニ)」といい、「新株予約権(イ)」、「新株予約権(ロ)」、「新株予約権(ハ)」及び「新株予約権(ニ)」を総称して「本新株予約権」といいます。)

(3)【公開買付期間】

平成25年1月25日(金曜日)から平成25年3月8日(金曜日)まで(30営業日)

2【買付け等の結果】

(1)【公開買付けの成否】

本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)においては、買付予定数に上限及び下限を設定しておりません。従って、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、当社は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。

(2)【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成25年3月9日に、報道機関に公表いたしました。

(3)【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	普通株式 5,892,774(株) A種優先株式 2,023,820(株)	普通株式 5,892,774(株) A種優先株式 2,023,820(株)
新株予約権証券	0	0
新株予約権付社債券	-	-
株券等信託受益証券()	-	-
株券等預託証券()	-	-
合計	7,916,594	7,916,594
(潜在株券等の数の合計)	-	(2,023,820(株))

(注) A種優先株式(94,000株)の応募については、当該A種優先株式の普通株式対価の取得請求権(転換予約権)が、本公開買付けの実施を決議した日の前営業日である平成25年1月23日をA種転換請求日として行使されることによりA種優先株式1株が普通株式21.53株に転換されたと仮定した場合の株式数(2,023,820株)として計算しております。

(4)【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	79,165
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	20,238
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	40,080
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成24年9月30日現在)(個)(g)	108,806
買付け等後における株券等所有割合 ($(a+d)/(g+(b-c)+(e-f)) \times 100$)(%)	92.39

(注1)「aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)」は、本公開買付けに応募されたA種優先株式94,000株の普通株式対価の取得請求権(転換予約権)が、本公開買付けの実施を決議した日の前営業日である平成25年1月23日をA種転換請求日として行使されることによりA種優先株式1株が普通株式21.53株に転換されたと仮定した場合の株式数(2,023,820株)に係る議決権の数(20,238個)を記載しております。

(注2)「対象者の総株主等の議決権の数(平成24年9月30日現在)(個)(g)」は、対象者が平成25年2月14日に提出した第38期第3四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の総株主等の議決権の数です。但し、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、同報告書記載の単元未満株式の数(1,826株)に係る議決権の数(18個)、及び本書提出日現在対象者が発行するA種優先株式(94,000株)の普通株式対価の取得請求権(転換予約権)が、本公開買付けの実施を決議した日の前営業日である平成25年1月23日をA種転換請求日として行使されることによりA種優先株式1株が普通株式21.53株に転換されたと仮定した場合の株式数(2,023,820株)に係る議決権の数(20,238個)を加えた129,062個を分母として計算しております。

(注3)「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5)【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

該当事項はありません。